

## 今年も6月より

## ■ ■ 被扶養者資格確認調査を行います！ ■ ■

今年も例年どおり6月から7月中旬にかけて被扶養者の資格確認調査を実施いたしますので、被扶養者をもつ組合員については、資格確認用の書類のご準備をお願いします。

被扶養者の「遡及取消」を行った場合、取消日以降に掛かった医療費のうち、共済組合が負担した7割と共済組合・互助会の給付金の全額を一括返還していただくことになります。



夫婦共同扶養

<ご自分の被扶養者が、下記の取消事由に該当していませんか？>

## ■ 主な被扶養者取消の事由

事例 1

被扶養者の方で就職等により他保険に加入している方はいませんか？

チェック!!

被扶養者が就職等により他保険に加入した場合は、共済組合の被扶養者資格を他保険に加入した日で取消しますので、早急に共済組合まで届出をお願いします。

事例 2

被扶養者の方でアルバイト等の収入額が増えた方はいませんか？

チェック!!

市町村の発行する所得証明書では収入額が130万円を超えていないが、給与明細が3ヶ月連続で月額108,334円以上となる場合は被扶養者の資格取消となります。

この場合、連続した3ヶ月目の給料支払い日の翌日、もしくは当初より、認定基準額を超えることが見込まれている場合はアルバイト等の開始日より取消となります。

事例 3

被扶養者の方で新たに公的年金・個人年金等を受給する方はいませんか？

チェック!!

公的年金（共済年金、厚生年金、老齢基礎年金等）を受給している被扶養者の認定基準額は180万円となっていますが、一定の年齢に達し年金の満額支給を受けることになった時や、新たに個人年金等を受給することが決定し認定基準額を超えることになった場合は、個人年金等の受給開始日（年金の初回支給日ではなく）より取消となります。

## 夫婦共同扶養における被扶養者資格の確認調査について

今年度より「被扶養者資格確認調査」の際に夫婦共同扶養における被扶養者認定が適正に行われているか確認調査を行います。

確認調査に必要な書類等は6月にお送りする「被扶養者資格確認調査」の要項等に記載させていただきますのでそちらを確認のうえ必要書類等を提出ください。

夫婦共同扶養に関する取扱いの詳細は昨年12月初頭に各所属所にお送りした「夫婦共同扶養における被扶養者の取扱いについて」の文書をご確認ください。